

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年4月1日 04時15分ごろ
発生場所	三重県石鏡漁港北西方沖 石鏡灯台から真方位330° 970m付近 (概位 北緯34° 27.1' 東経136° 55.1')
事故の概要	ケミカルタンカー第三鈴鹿丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年4月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ケミカルタンカー 第三鈴鹿丸、374トン
船舶番号、船舶所有者等	135940、鈴鹿海運株式会社
乗組員等に関する情報	航海士、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷船尾部に破口等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風速 約18～20m/s、 視程 約6km 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約148cm
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、海上が荒天になってきたので、三重県鳥羽港の錨地に向けて手動操舵により約6ノットの対地速力で、石鏡漁港東方沖を北西進した。</p> <p>航海士は、単独で船橋当直に就き、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、反航する船舶の右舷灯を視認し、石鏡漁港東方沖のタナバシ灯浮標に接近しないよう注意を向け、GPSプロッターの画面から視線を外して目視で航行した。</p> <p>航海士は、石鏡漁港東方沖で南東進する反航船を見ながら航行して正面を視認した際、同船が至近となり、咄嗟に左舵を取ったところ、船底付近から衝撃音を聞き、本船が浅所に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、衝撃音を聞いて昇橋し、乗組員に指示して船体の損傷や浸水がないことを確認した後、本事故の発生を118番通報した。</p> <p>本船は、自力で浅所から離れ、海上保安庁から指示された錨地へ自力航行で向かった。</p> <p>本船の喫水は、本事故当時、船首約2.8m、船尾約3.8mであった。</p> <p>航海士は、石鏡漁港北西方沖に浅所があることを知っており、過去に十数回石鏡漁港東方沖を航行した経験があり、本事故当時も無難に通過できると思っていた。</p>

	<p>航海士は、タナバシ灯浮標及び反航船に注意を向けており、GPSプロッター画面の縮尺を調整することが困難だと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、石鏡漁港東方沖を北西進中、航海士が、同漁港北西方沖に浅所があることを知っていたものの、正面を視認した際、船首方の反航船が至近となり、咄嗟に左舵を取ったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士は、タナバシ灯浮標に接近しないよう注意しながら航行していたことから、正面を視認した際、反航船が至近となったことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>航海士は、タナバシ灯浮標に接近しないよう注意しながら航行していたことから、GPSプロッター画面を操作することが困難であったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、石鏡漁港東方沖を北西進中、航海士が、同漁港北西方沖に浅所があることを知っていたものの、正面を視認した際、反航船が至近となり、咄嗟に左舵を取ったため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋当直者は、浅所が存在する海域を航行する場合、反航船を視認した際にはGPSプロッター等を活用し、自船の位置を確認の上、操船すること。</li> </ul>